

1 特定建築物、特別特定建築物について

Q1-1 特別特定建築物の規模を判断する場合に棟単位で判断するのか、敷地単位で判断するのか。

A1-1 建築の規模の算定方法については、同一敷地内に用途上不可分の関係にある2以上の特別特定建築物を建築する場合は、敷地毎の床面積で考える。

例えば、特別特定建築物である物品販売店に設ける付属駐車場を別棟で建築する場合には、駐車場が建築物特定施設となり、駐車場部分も特別特定建築物の用途となることから、面積算定は敷地内の全体で捉える事になる。

Q1-2 条例施行に伴う経過措置はどうなるか。

A1-2 この条例の施行の際に、現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物については、条例第3章「特別特定建築物に係る規制等」の規定は適用されない。よって、当該建築物については、従前の規制が適用される。

Q1-3 特定建築物、特別特定建築物の用途の捉え方はどう考えるのか。

A1-3 用途の判断にあたっては建築基準法による判断を基本とする。

Q1-4 体育館、水泳場で「一般公共の用に供される」とはどういう意味か。

A1-4 不特定かつ多数の者が利用するものをいう。例えば、通常の会員制スイミングスクールなど特定の者だけが利用する場合は該当しない。

Q1-5 「主として高齢者、障害者等が利用する」とはどういう意味か。

A1-5 「主として高齢者、障害者等が利用する」とは「専ら高齢者、障害者等が利用する」と捉えて判断する。バリアフリー法において「高齢者、障害者等」とは、妊産婦、けが人など一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける知的障害者や精神障害者も対象とされている。

Q1-6 公民館、自治集会所、隣保館の適用面積は。

A1-6 中央公民館（市町村の中心的なもの）や小学校区単位にあるような公民館は、集会場として、全てを対象とする。

隣保館は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉施設なので、100㎡以上が基準適合義務の対象となる。

自治集会所は町内会など利用者が特に限定される施設と考えられるので特定建築物の集会場には見なさない。

Q1-7 携帯電話の販売店は、「ガス、電気、電気通信のように供する事務所」か。それとも物品販売業を営む店舗か。

A1-7 販売店の主体が、条例第13条第2号に規定する事業者の事務所であれば、「ガス、電気、電気通信の用に供する事務所」として扱うが、それ以外で単に電話の端末を販売するのみの場合は、「百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗」として扱われる。

Q1-8 セレモニーホール、斎場は集会場か。

A1-8 原則として集会場として扱う。

Q1-9 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものにおける「その他これらに類するもの」とは何か。

A1-9 老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づく特定多数の者が利用する施設をいう。

Q1-10 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものにおける「その他これらに類するもの」とは何か。

A1-10 老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて不特定多数の者が利用する施設で、通所施設及び通園施設をいう。

Q1-11 シェアハウスやグループホームはどの用途に該当するのか。

A1-11 基本的に建築基準法の扱いによる。原則としてシェアハウスは「寄宿舍」、グループホームはその平面計画により、「寄宿舍」又は「共同住宅」として取り扱う。

また、知的障害者グループホーム、認知症対応型共同介護を行う施設については、「老人ホーム、保育所、

福祉ホームその他これらに類するもの」と扱う。

ただし、平成25年2月5日付け「既存住宅を活用した「グループホーム等」の建築基準法上の取扱い」や、平成28年4月1日付け「既存住宅を活用したシェアハウスの建築基準法上の取扱い」の適用を受ける場合はこれによらないことができる。

Q1-12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設は施行令第4条第15号の特定建築物となるのか。

A1-12 性風俗関連特殊営業に係る施設は特定建築物には含まれない。

Q1-13 飲食店にはバーやキャバレーなども含まれるのか。

A1-13 建築基準法施行令第115条の3第3号に規定する飲食店のことをいい、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バーは含まない。また、遊興が主でなく飲食が主であるものをいう。

Q1-14 物品販売店のバックヤードは適用面積を考える上で面積に含まれるのか。

A1-14 当該用途に供するバックヤード、従業員用の休憩室などは対象面積に含まれる。

Q1-15 現金自動支払機（C D）又は現金自動預入機（A T M）等の機械のみを設置する無人のキャッシュコーナーは特定建築物となるか。

A1-15 キャッシュサービスコーナーは、銀行の支店の出張所として認可されており、一般の支店と同様に扱われているので特定建築物、特別特定建築物に該当する。

Q1-16 興業場は劇場に含まれるか、それとも集会場か。

A1-16 興業場とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演劇又は見せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。したがって、興業場は劇場として扱われる。

Q1-17 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設で、条例で追加されたものにはどんなものがあるか。

A1-17 ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブなどをいう。ただし、条例では会社等の福利厚生施設として、その会社等の職員に限って利用されるものは除かれる。

Q1-18 ガソリンスタンドは特定建築物となるか。

A1-18 ガソリンスタンドは建築基準法の扱いと同様に、物品販売店と扱われ、特定建築物、特別特定建築物となる。

Q1-19 官公署は全て特別特定建築物として扱われるか。

A1-19 官公署は不特定かつ多数が利用する者が対象であり、所属する職員しか利用せず、通常は外来者が想定されないような官公署については特別特定建築物とはならない。

Q1-20 交番、及び警察官駐在所の用途は何か。

A1-20 交番は、不特定かつ多数の者を対象にしてサービスを行う公設の施設であるので、法施行令第5条第8号の官公署として扱う。

また警察官駐在所は、設置される地区に住む特定の住人を対象にした施設であることから法施行令第4条第8号の事務所（兼用住宅）として扱う。

Q1-21 「長屋」は共同住宅として、特定建築物に該当するか。

A1-21 該当しない。

Q1-22 従前からある基準面積以上の集会所（特別特定建築物）を模様替えして、官公署（特別特定建築物）に変更する場合は、法・条例の対象となるか。

A1-22 対象となる。（法附則第4条第3項及び令附則第4条から、類似の用途間での用途変更は対象外となる規定があるが、類似間ではない用途変更の場合は対象となる。）

Q1-23 寄宿舎又は下宿について、個室あるいは4人部屋等は多数が利用する箇所該当するか。

A1-23 共同住宅の住戸と同様に、該当しない。

Q1-24 寄宿舎又は下宿について、食堂、談話室のように、共同で利用する居室は利用居室に該当するか。

A1-24 該当する。

Q1-25 工場等、勤務中の従業員のために子供を預かる託児施設（児童福祉法に基づかない施設）の場合、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」と扱われるか。

A1-25 従業員のために法に基づかず設置される託児施設については、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」には該当しないが、保育所と同様に整備されることが望ましい。

Q1-26 「障害者支援施設（就労継続施設）」として設置される建物で、例えば工場、店舗、飲食店が一体となるようなものについて、建物全体を障害者支援施設として捉える事になるか。

A1-26 原則として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として設置される建物については、バリアフリー法施行令第4条第10号「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」のその他これらに類するものに該当するが、店舗、喫茶店として広く不特定多数の者を利用の対象とした施設の場合には、単に第4条第10号に当てはめるのは適当ではなく、バリアフリーに係る審査については利用実態に応じた用途適用が妥当と考えられることから以下のように取り扱う。

- ①工 場・・・施行令第4条第10号
- ②店 舗・・・施行令第4条第6号
- ③飲食店・・・施行令第4条第15号

工場については障害者の就労支援施設としての位置づけのものであるため、「障害者支援施設」として扱うが、店舗に附属し、当該店舗のための商品を製造する場合には、店舗のバックヤードとして捉え、第6号で扱う。なお、申請時の用途の記載にあたっては、例えば「障害者支援施設（店舗、喫茶店）」のように具体的に用途が判るように記載すること。

2 建築物移動等円滑化基準について

Q2-1 基準の審査はこれまでどおり届出が必要か。

A2-1 平成19年全部改正前の条例で行われていた届出手続きは、バリアフリー法に基づく条例となった新条例では不要となり、建築基準法の建築確認申請の中で審査が行われることになる。よって、基準に適合しているかどうかの状況を建築確認申請の図書等に記載する必要がある。

Q2-2 建築物移動等円滑化基準の適用範囲はどうか。

A2-2 建築物移動等円滑化基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障害者等が利用する」部分に適用される。基準適合義務のある特別特定建築物に該当する場合には建築確認申請にあたって、図面上に当該部分を表示する必要がある。

例えば、スーパーマーケットにおける倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが使用する施設への適用はない。

Q2-3 条例で追加する特定建築物は不特定かつ多数のものが利用し、又は高齢者、障害者等が利用する建築物ではないことから、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障害者等が利用する居室）が発生しないのでは。

A2-3 条例で追加した用途については「不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えることから、多数の者が利用する居室が利用居室となる。

例えば、公益事業の事務所や自動車教習所などで従業員用の階段、便所など多数の従業員が通常使用する施設にも適用される。

Q2-4 特別特定建築物でどういう場合に基準適合義務が生じるのか。

A2-4 条例第14条で引き下げた規模に該当する新築、改築、増築又は用途変更を行う場合に義務が生じる。なお、改築、増築又は用途変更の場合は当該増築等にかかる部分の面積で判断する。また、建築基準法第2条第13号に定義する「建築」は「移転」を含むが、バリアフリー法の場合は含まない。

Q2-5 視覚障害者が円滑に利用するための点状ブロック、線状ブロック等の設備は「不特定かつ多数の者が利用し、又は視覚障害者等が利用する」ものに限定されているが、これに該当するかどうかは特別特定建築物毎に判断が必要か。

A2-5 例えば、特別特定建築物でも通常の老人ホーム等については適用されない。建築物の利用状況を勘案し、実態に応じて判断する必要がある。

なお、法第14条第3項の条例で定める特定建築物については、「不特定かつ多数の者が利用し、又は視覚障害者等が利用する」に関して読み替え規定がないため、これらの規定の適用はない。

Q2-6 2階建ての特別特定建築物で、2階のみに利用居室がある場合は建築物移動等円滑化経路の適用はどうか。

A2-6 2階のみに利用居室がある場合であっても、①道等から利用居室までの経路、②利用居室から車いす使用者用便房までの経路、③車いす使用者用駐車場から利用居室までの経路についてエレベーター等の段差解消の措置が必要となる。(経路①については施行令第18条第1項第1号かつ書きの除外規定を条例で除外し段差解消が必要となる。ただし、500㎡未満の特別特定建築物について、1階で2階又は地下1階と同じサービスを受けられる場合については経路①の垂直移動は適用されない。)

Q2-7 エレベーターの規定は1,000㎡以上とされているが、1,000㎡以下でも段差解消を目的に設置する必要があるのではないか。

A2-7 建築物移動等円滑化経路に該当する場合には1,000㎡以下でも施行令第18条第2項第1号の対応が必要となり、段差解消のためにエレベーター等の設置が必要となる。ただし、同条第2項第5号及び条例第19条第2項第4号の規定の適用は1,000㎡以上となる。

例えば、次のような場合が考えられる。

- ① 1階が地上階となり、3階に利用居室がある場合には第18条第1項第1号により、道等から当該利用居室までの経路が建築物移動等円滑化経路となり、エレベーター等の設置が必要となる。
- ② 利用居室が1階にしかないが、車いす使用者用便房が2階以上にしかない場合、利用居室から車いす使用者用便房までの経路が建築物移動等円滑化経路となり、エレベーター等の設置が必要となる。
- ③ 利用居室が2階にあり、車いす使用者用駐車場を設けた場合に、当該車いす使用者用駐車場から利用居室までの経路が建築物移動等円滑化経路となり、エレベーター等の設置が必要となる。

Q2-7-2 仮設建築物の場合も法・条例の規定が適用されるか。

A2-7-2 別表第1備考により、2,000㎡未満及び条例で追加した用途の仮設建築物で、工事期間中に限ってその用途に供されるものについては特別特定建築物には含まれず、法及び条例の規定は適用されない。

なお、この場合でも段差解消やトイレ整備等、可能な範囲でバリアフリー化を行うことが望ましい。

Q2-8 増築等の場合で、不特定多数、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所、駐車場が適用範囲となるが、これらは増築部分に設けなければならないか。

A2-8 増築等の場合、必ずしも増築部分に設けなければならないわけではなく、既存部分に設置できればよい。いずれにしても、当該建築物の何処かに設置する必要があり、利用居室と車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設を結ぶ経路を整備しなければならない。

なお、条例で追加した用途については「不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えて適用される。

Q2-9 乳幼児を連れて便所を使用することが極端に少ないと想定される店舗等においても全てベビーチェアの設置が必要か。

A2-9 原則、設置が必要である。ただし、理髪店、美容院、診療所、保育所などで、従業員が預かることができる体制が整えられている場合は、「その他の乳幼児を安全に待機させることができる設備」とみなすことができるものとする。この場合、当該事項を図面等に記載するものとする。また、法令により未成年者の立入を禁止している建物又は施設独自の規定等により未成年者の立入を禁止している建物（公衆にわかりやすい場所にその旨を表示していること）については、設置の必要はない。ベビーベッドその他の乳幼児設備についても同様とする。

Q2-10 老人ホームの居室、学校（特別支援学校を除く）の教室は利用居室となるか。

A2-10 老人ホームの居室は特定のものを利用する部屋ではあるが、高齢者が利用する居室であることから「利用居室」となる。また、条例で追加された学校の教室は多数の者が利用する居室であることから「利用居室」となる。

よって、いずれも道等から当該居室までの経路を整備する必要がある。

Q2-11 条例で追加された共同住宅に移動等円滑化経路は発生するか。

A2-11 移動等円滑化経路は道等から利用居室までの経路をいうが、共同住宅の住戸は多数の者が利用する居室ではないため、移動等円滑化経路は発生しない。ただし、一般規定（施行令第11条～17条の規定、条例第16条、第17条の規定）には適合が必要である。

なお、例えば多数の者が利用できる集会所などを共同住宅内に設けた場合には、その部屋が利用居室となるため、道等からその部屋までの経路が移動等円滑化経路となる。

また、条例では住戸までの経路を準移動等円滑化経路と規定しており、移動等円滑化経路に準じた規定により整備が必要となる。

Q2-12 共同住宅にも車いす使用者用駐車場が必要か。

A2-12 共同住宅に付属する駐車場については、多数の者が利用する駐車場に該当するので、設置する場合には車いす使用者用駐車場を1以上設置する必要がある。

Q2-13 階段の手すりは手すり壁（腰壁）でもよいか。

A2-13 手すりについては、安全確保や誘導のために必要なものであり、握りやすいものである必要がある。したがって、手すり壁のみの場合は適合しているとは言えない。

Q2-14 乳幼児を預かることができる部屋はどの程度の大きさが必要か。

A2-14 概ね10㎡程度以上とし、主催者の求めに応じて乳幼児を預かることができるような空間のみの室を設ければよい。

Q2-15 ガソリンスタンドは、消防法により段差を設けなければならないが、どう扱うべきか。

A2-15 ガソリンスタンドは、可燃性の蒸気が流入して火気に触れる恐れがあることから建物の入り口には15cm以上の段差を設けることになっているが、消防庁危険物規制課長通達により、一定の条件を満たせばスロープを設けることになっている。スロープの設置位置など具体的な内容については、各消防機関と個別に協議されたい。

Q2-16 階段、傾斜路の前後に敷設される点状ブロックの幅は3枚程度でよいか。

A2-16 階段、傾斜路の前後に敷設する点状ブロックは、落下或いはつまずきを防止するための注意喚起を意味していることから、階段、傾斜路の幅にあわせて敷設する必要がある。

なお、線状ブロック（誘導ブロック）の経路上で、屈折箇所、車道と交差する箇所などに設ける点状ブロックについては、状況の変化を知らせる事が目的であるため、3枚程度敷設すればよい。

Q2-17 階段又は傾斜路と、それらに接する廊下等との識別は材質の違いでもかまわないか。

A2-17 材質の違いではなく、色の明度、色相又は彩度の差により識別できるものとしなければならない。

Q2-18 建築物移動等円滑化経路上にない段差（階段ではなく、ホール内の段差やステージ等）にも注意喚起用に点状ブロックが必要か。

A2-18 ホール等に設けられる段については、基準はないが注意喚起のため敷設することが望ましい。なお、劇場内のステージや通路の段差については、利用居室内のものであることから点状ブロックの基準の適用はない。

Q2-19 宿泊者のみしか利用しないホテル・旅館についてもベビーベッド、大人用の大型ベッド、授乳・おむつ交換ができる場所を設けなければならないか。

A2-19 宿泊者の利用しか想定していないホテル・旅館については設置の必要はないが、宿泊者以外も利用できる会議室、宴会場、レストランなどを設ける場合には設置の必要がある。

Q2-20 公衆便所における視覚障害者移動等円滑化経路はどのように設定すべきか。

A2-20 公衆便所の場合、点字等による案内板を設置し、道等（道、公園、広場その他の空地进行をいう。）からその案内板までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする必要がある。公園内にある公衆便所は園路から建物までとし、周辺に歩行者が想定されない道路沿いのパーキングエリアなどにある公衆便所については駐車スペースから、或いは乗降が想定される箇所から建物までを整備するなど、視覚障害者の安全、利便を考えて状況に応じて敷設する。

Q2-21 敷地は一体であるが、用途上可分となる2以上の特別特定建築物の場合、申請上は敷地を分けて申請することとなるが、視覚障害者誘導用の線状ブロックなどが共有となってもよいか。

A2-21 原則、敷地毎に基準に適合させる必要がある。

ただし、線状ブロック等で、別敷地の特別特定建築物と共用とした方が視覚障害者の円滑な移動が図られる場合には共用もやむを得ない。その場合は、別敷地の状況も判るよう、図面に明示する必要がある。

Q2-22 公衆便所や条例で追加された特定建築物にも案内設備が必要か。

A2-22 いずれの場合も必要となります。ただし、案内所を設けた場合には適用除外とすることができます。

Q2-23 案内所は、ホテルのフロントや受付カウンターでもよいか。

A2-23 案内所と見なせます。

Q2-24 インターホンは、出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備と見なすことができるか。

A2-24 視覚障害者が設備の存在を認識し、利用できるものでない限り、視覚障害者を誘導する設備と見なすことはできない。

Q2-25 大便器洗浄装置について、操作レバーが長く操作性がよい洗浄装置は、「くつべら式、光感知式等」と見なすことができるか。

A2-25 「くつべら式、光感知式等」と見なせるが、取付け位置に配慮して容易に操作できる位置とすること。

Q2-26 共同住宅の準移動等円滑化経路となるエレベーターのかごの幅の基準はあるか。

A2-26 奥行きは135cm以上とする必要があるが、幅の規定はない。

Q2-27 25室以上の客室を有するホテル、旅館では、車いす使用者用客室を客室数に応じた数以上設け、出入口の幅を80cm以上とする必要があるが、その他の客室も80cm以上とする必要があるか。

A2-27 車いす使用者用客室は利用居室となるため、出入口の幅を80cm以上とし、そこに至るまでの経路を整備する必要があるが、その他の客室は不特定多数、または主として高齢者、障害者等が利用する居室とはならないため利用居室とはならない。よって、必ずしも80cm以上とする必要はない。

Q2-28 ホテル、旅館の車いす使用者用客室に車いす使用者用便房を設ける場合には、オストメイトの設置が必要となるのか。

A2-28 車いす使用者用便房の規定は、定義元である施行令第14条第1項第1号に規定されるものを設置することになるが、同項第2号の規定についての準用はないため、オストメイトの設置は義務とはならない。

Q2-29 誘導用の線状ブロック等、注意喚起用の点状ブロック等はいずれも周囲の床材との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別するものとあるが、差が大きければどんな色でもよいのか。

A2-29 周囲の床材と識別が困難となる場合を除き、原則として黄色のものを使用する。また、利用者が混乱しないよう、同じ建物ではなるべく色を統一すること。

Q2-30 エレベーターの設置義務面積がない1,000㎡未満の特別特定建築物で、「移動等円滑化経路を構成するためにエレベーターを設置する」場合でも、施行令第2項第5号・条例第19条第2項第4号で定めるエレベーターの基準は適用されないが、大きさなどの規制はあるか。

A2-30 施行令第2項第5号・条例第19条第2項第4号で定める基準は適用されないが、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとして整備されたい。

Q2-31 共同住宅の1階のオートロックのエリア内に共用トイレがある場合、これは整備しなければならないか。

A2-31 共同住宅は条例で追加しているものなので、「多数の者が利用する」読み替え規定が適用される。そのためこのトイレは車いす用にしなければならない。

Q2-32 共同住宅、寄宿舍又は下宿について、基準適用面積一覧（マニュアルP7,8）を見ると、建築物の主たる出入口の構造は全て適用となっている。全ての共同住宅等に適用されるのか。

A2-32 出入口の「全て」は利用居室があり移動等円滑化経路が発生した場合の規定である。

共同住宅等の住戸は利用居室にはあたらないので、通常は移動等円滑化経路が発生しないが、集会所を設けるなど多数が利用する室があればそこが利用居室となるので移動等円滑化経路が発生し、出入口の規定に適合する必要がある。

その他の規定については1,000㎡以上である。

（なお、共同住宅の場合は準移動等円滑化経路の基準もあるので注意されたい。）

Q2-33 例えば1,000㎡以上の共同住宅、寄宿舍又は下宿で、利用居室に該当する居室が無い建築物に共同トイレを設けた場合、車いす使用者用便房を設け、道等から車いす使用者便房までの経路の整備が必要か。

A2-33 多数が利用するトイレを設置する場合、車いす使用者用便房が必要となり、施行令第18条第1項第2号に該当するため、必要となる。

Q2-34 共同住宅は特定の者しか利用しないが、施行令第19条に定められる標識は必要か。

A2-34 標識については用途に関係なく設置が必要。

Q2-35 ガソリンスタンドは施行令第5条第6号の物品販売店に該当するが、この場合に道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する案内設備又は案内所（フロント等も可）までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とし、点状ブロック及び線状ブロックを組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が必要となるか。

A2-35 ガソリンスタンドは「不特定かつ多数の者が利用する施設」に該当するが、施行令第21条第1項ただし書に基づき、視覚障害者の利用上支障がないものとして平成18年国土交通省告示第1497号第4に規定する「主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの」と同等に扱い、原則として視覚障害者の誘導する設備は必要ないものとする。

ただし、ガソリンスタンドに併設してコンビニ等、他の特別特定建築物に該当する部分がある場合には、自動車等と接触することのないよう配慮の上、道等から当該部分までの経路に視覚障害者を誘導する設備を設置する必要がある。

Q2-36 移動等円滑化経路にある道等とは、建築基準法上の道路と考えるのか。

A2-36 バリアフリー法の用語については、特段の規定がない限り、建築基準法の用語の例によるものとしている。このことから、建築基準法にあるとおり都市計画区域内については同法第42条に規定する道路をいい、都市計画区域外については特段の制限はないが、一般の通行の用に供している道で敷地への進入に通常利用されているものからの経路を設定すべきと考える。（※道の解釈は建築基準法施行令第20条第2項第1号参照）

Q2-37 郊外の特別特定建築物で付近にバスの停留所がない場合については、車寄せ等、建物出入口付近で車の乗降が行われる場所から出入口までの敷地内通路のみに、視覚障害者を誘導するための設備を設置すればよいか。

A2-37 郊外にあって、付近にバスの停留所がなく、視覚障害者が歩いていくことが考えられない場合は、道等から車寄せ等までの間は自動車の駐車のために供する部分とみなし、視覚障害者を誘導するための設備の設置は車寄せ等からとすることができる。

Q2-37-2 急傾斜地の場合、敷地内の視覚障害者を誘導するための設備の設置は車寄せ等からでよいか。

A2-37-2 施行令第18条に規定する移動等円滑化経路については、急傾斜地など地形の特殊性がある場合には、同条第3項により、建築物の車寄せからとすることができる。

しかし、施行令第21条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路については、地形の特殊性による読み替え規定がないため、急傾斜地などであっても道等から誘導する必要が生じる。これは、視覚障害者は車いす使用者とは違い、急傾斜であることが通行の支障となり得ないことによるものと考えられる。

Q2-38 自動車販売所と修理工場からなる建物は、視覚障害者の誘導のための設備が必要となるか。

A2-38 自動車販売店舗は物品販売店と扱われ、特定建築物、特別特定建築物となる。また修理工場は工場として扱われ、特定建築物となる。自動車販売店は主に自動車を運転する者が利用する店舗であるが、視覚障害者であっても、相談、商談等で訪れることもあることから、視覚障害者の誘導のための設備が必要となる。

Q2-39 移動等円滑化経路である玄関ホールの上がり框に段差を設ける事ができるか。

A2-39 移動等円滑化経路に該当する部分については施行令第18条第2項第1号により、階段又は段を設けることは出来ないが、玄関ホールにおいて水はけなどに配慮して上がり框を設け、幾らかの段差を付ける場合がある。

この場合においては、円滑な移動のためにスロープを設けることとなるが、高低差が2cm以下で丸みを持ち、又はすりつけを行った場合にはスロープの設置は要しないものとする。

なお、当該経路が視覚障害者移動等円滑化経路（施行令第21条）にも該当する場合には、スロープ、階段の場合と同様に視覚障害者のつまづき等を防止するため、前後に点状ブロック等を設置する必要がある。ただし、すりつけ勾配が1/20以下である場合にはこの限りでない。

Q2-40 増築等の場合、条例第17条第1項に定める便所については、既存部（同一敷地内）も含めて整備する必要があるか。

A2-40 条例第17条第1項の規定は、増築部及びその同一の棟にあって、多数の者が利用する便所について整備する。敷地内の既存の別棟建物については整備する必要はない。

Q2-41 トイレ内に大人用ベッドを設置した場合、これを乳幼児のおむつ替え用のベビーベッドと兼ねることができるか。

A2-41 大人用ベッドとおむつ替え用のベビーベッドは、通常のベビーベッドに備わっている乳幼児の落下対策（ベルト、周囲の立ち上がり等）と同等の機能があれば兼用することができる。この場合、利用者が迷うことがないように兼用して使用できる旨を表示しておくと共に、大人用ベッドとしての機能が損なわれないようにすること。

なお、ベビーチェアについては、保護者等がトイレを使用中に、乳幼児を安全に待機させておくための設備であるので、原則としてベッドとの兼用はできない。

Q2-42 スロープは段差の大小に関わりなく、全てスロープの基準に沿って整備しなければならないか

A2-42 基準の対象となるスロープは段差を解消する事を目的に部分的に設置するものである。単に敷地の排水を目的とした水勾配程度のものは含まない。勾配の下限値は特に定めはないが、原則、勾配が1/25以下であればスロープと扱わない。

Q2-43 玄関の出入り口は段差解消が求められるが、建具の下枠の形状によりやむを得ず段差が生じてしまうが、認められないか。

A2-43 玄関の出入り口については、段差のない事が原則であるが、建具の枠の納まりや形状によりやむを得ず段差が生じる場合には、その段差は2cm以内とし、車椅子等の通過に支障のない構造とすること。（参考：住宅金融支援機構フラット35バリアフリー基準）

Q2-44 階段のつまづきにくい構造について、段鼻が飛び出していないものとあるが、マニュアルにある階段の蹴上げ、踏面の形状（つまづきにくい構造の例）の適正な事例では斜めの蹴込み板で奥行き2cm以内とある。木造階段の場合は納まり上、突き出しができる例が多いが、マニュアルの適正な事例どおりでなければならないか。

A2-44 施行令第12条第4号の規定により、「段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものを設けない構造とすること。」とあり、突き出しを設けないことを求めているものであるが、木製階段の場合はその納まりや部材の加工の都合上、段鼻が突き出す場合がある。この場合においては、突き出すことはやむを得ないものであるが、必要最小限のものとし、蹴込み寸法は2cmを限度とすること。

なお、足が引っかかりにくいように、段鼻の下端の角部分を丸くする、或いは段鼻の下部にテーパーを設けるなど、配慮することが望ましい。

Q2-45 従業員が常時勤務する事務所等が建築物出入口に近接しており、出入口を視認できる場合、当該事務所を「案内所」として扱ってよいか。（事務所に、受付のためのカウンターは設置していない）

A2-45 施行令第21条第1項により、道等から「案内所」までの間を視覚障害者移動等円滑化経路とし、視覚障害者を誘導する必要はあるが、「案内所」は必ずしもカウンターを設けることを要するものではなく、事務所に「受付」を設ける場合にはそこを「案内所」とし、視覚障害者がそこにたどりつけるように線状ブロック等で誘導することができればよい。また、出入口が容易に見渡せる範囲に受付を行う者が常時いれば、線状ブロック等による誘導は建物入口までとすることができる。

Q2-46 既存の高等学校敷地内に、床面積100㎡以上の駐輪場の用途に供する建築物を別棟増築する場合、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に基づき、整備が必要か。

A2-46 既存の特別特定建築物の敷地内に別棟増築する建築物は、その用途に関わらず特別特定建築物の一部として扱う。よって、増築等に関する適用範囲の規定に基づき、建築物又は敷地を整備する必要がある。

Q2-47 便所について、条例第17条第2項第2号と第3号の基準の違いは何か。

A2-47 第2号は、「ベビーベッドを設ける場所は、性別分け隔て無く入れるなら男女共通便所（多目的便所であることが多い）でよいが、共通の便所がなく性別分けのある便所しかない場合は男女両方に設ける」というものである。

また第3号は、「ベビーベッドを設ける場所は、ある程度大きい建物であれば男女共通便所（一般的には多目的便所）以外に設ける。ただし男女共通便所しかないのであれば、そこでよい」というものである。

Q2-48 条例第18条のホテル・旅館の車いす使用者用客室は、聴覚障害者用客室を兼ねても良いか。

A2-48 兼ねることはできない。両室は別のものとしてそれぞれ同数を整備する必要がある。

Q2-49 玄関外側に設置する常時「ピンポン」と鳴り続ける装置は、条例で求める音声誘導装置に該当するか。

A2-49 ピンポン音のみでは情報の内容までは伝達することができないため、条例第19条第2項第1号イで求める「視覚障害者を誘導する設備」とは見なすことはできない。

Q2-50 条例第21条の3で、道路内に点字ブロックの敷設義務が生じるが、道路法第24条の承認申請が必要か。

A2-50 ガスや水道の接続と同様に、確認申請とは別の手続きとして道路管理者に申請をしてください。

Q2-51 条例第25条に多数の者が利用する施設として劇場等という用語が定義されているが、特定建築物に観客席を設ける場合は車いす使用者用客席を設ける必要があるか。

A2-51 車いす使用者用客席を設けるよう努力が必要。

Q2-52 条例第26条の受付カウンターとは、事務的な受付業務を行うものに限られるか。

A2-52 受付カウンターとは、事務所の窓口業務を行うものの他、物品販売店のレジ、飲食店のカウンター席の机等も該当する。

Q2-53 条令第17条第3項では車いす使用者用便房以外に腰掛け便座の大便器を設けた便房を1以上設けることとあるが、例えばホテル、旅館で10室以上ある場合、200㎡程度の比較的小規模な建物であっても共用部分に車いす使用者用便房とは別に腰掛け便座の大便器を設けた便房を1以上設ける必要があるか。

A2-53 施行令第14条第1項、条例第14条、別表1にあるとおり、例えば200㎡かつ10室以上の規模のホテル又は旅館であれば共用部分に一般客が利用できるトイレがある場合、車いす使用者用便房の設置が必要となる。

条例第17条第3項については、車いす使用者用便房以外のトイレを併設している場合に、当該トイレ内の大便器を最低1箇所（男女別がある場合はそれぞれ）は腰掛け便座とすることを求めているものであり、車いす使用者用便房を一般トイレと兼用して1箇所しか設けない場合には、別途腰掛け便座の大便器を設けた便房の設置は要しない。

Q2-54 利用居室となる和室は小規模なものであっても入り口に段差を設けることは認められないのか

A2-54 和室でも利用居室と扱われる場合には、原則として、移動等円滑化経路と和室とは段差を設けてはならない。ただし、車いす使用者も車いすを降りて和室を利用する実態もあることから、10畳程度の小規模な和室で、例えば出入り口と畳部分との間の踏込み部分（非居室の空間）が車いすの回転に十分な広さを確保されている場合など、車いすからの乗り移りに支障の無い場合には段差を設けることは差し支えないものとする。この場合の段差は車いすの座面の高さ程度（おおむね45cm程度）で一段とし、乗り降りの際に支障となる式台（移動可能なものを除く）などを設けない形態とすることが望ましい。

なお、原則として、この取扱いは2,000㎡未満の建築等する場合に限る。

Q2-55 飲食店でテーブル席と同じフロアにある和室等の個室は小規模なものであっても入り口に段差を設けることは認められないのか

A2-55 飲食店でテーブル席と仕切りのない同じ空間に小上がりの座敷がある場合には、一つの利用居室と扱われるため、座敷部分の段差については制限されないが、車いすでも乗り移りやすい高さ（おおむね45cm程度）とされることが望ましい。

また、テーブル席空間と隣接して間仕切り壁、ふすま等で仕切られて別空間となっている座敷（一旦下足場で靴を脱いで、廊下を介して入室するような座敷）については、テーブル席空間とは別の利用居室となりそこに至るまでの経路が移動等円滑化経路となることから、各室までの段差解消が必要と考えられるが、同じフロア内で車いすでも利用できるテーブル席が十分に確保され、同様のサービスが享受できる場合には、2-QA6カッコ書き後段の考え方を準用し、この限りでないものとする。ただし、この場合であっても一部の座敷だけでも車いすから直接乗り移りやすい形態とされることが望ましい。

なお、原則として、この取扱いは2,000㎡未満の建築等する場合に限る。

3 計画の認定について

Q3-1 建築物移動等円滑化誘導基準に基づいて計画の認定を申請しようとする場合、条例で付加された基準についても適合させる必要があるか。

A3-1 建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じる特別特定建築物については、法第14条の規定に基づき、条例で付加された基準に適合する必要があるが、これ以外の建築物については第14条の適用を受けないため、適合義務は生じない。

Q3-2 認定を受ける建築物の資金計画はどのような基準で審査するのか。

A3-2 資金計画についての審査基準はなく、記録されている資金計画が事業遂行上無理のないものかどうか判断を行う。

Q3-3 法第17条第6項において、建築主事は法第14項第1項の審査を要しないとあるが、どういう意味か。

A3-3 計画認定においては所管行政庁が建築物移動等円滑化誘導基準への適合の審査を行うので、建築主事としては建築物移動等円滑化基準の審査を重複して行わないということである。ただし、法第14条第3項に基づいて条例で付加された基準については建築主事が建築確認において審査する必要がある。

Q3-4 計画認定に併せて、建築確認申請書を所管行政庁に提出し、審査を受けることができるが、この場合の申請手数料はどうか。

A3-4 この場合においては、所管行政庁が建築主事に対して計画の通知を行うことになり、国等が行う計画通知と同様の扱いとなる。申請手数料については、各所管行政庁により取扱いが異なる場合があるので問い合わせされたい。

Q3-5 計画認定に併せて、建築確認申請書を所管行政庁に提出し、審査を受ける場合においては、国等が行う計画通知と同様の扱いとなることだが、建築基準法第18条第4項に基づく構造計算適合性判定の対象になるのか。

A3-5 バリアフリー法においては、建築基準法第18条第3項及び第12項が準用されているが、第4項については準用されていないため、法文上は対象とならない。ただし、所管行政庁によっては条例等で対象としている場合があるので問い合わせされたい。

※平成28年5月時点では、鳥取県内で対象としている所管行政庁はない。

Q3-6 計画認定にあわせて建築確認申請を提出する場合、その提出先は指定確認検査機関でもよいか。

A3-6 バリアフリー法第17条第4項により、建築基準法第6条に基づく建築主事への申請の規定による場合だけでなく、指定確認検査機関への申請には適用されない。

指定確認検査機関に申請する場合は通常の確認申請の扱いとなり、別途、所管行政庁へ計画認定を行うこととなる。

Q3-7 計画認定を受けた後、計画認定の変更を要しない範囲で、建築基準法による建築確認の計画変更が必要となった場合には、どのような手続を取るのか。

A3-7 計画認定の変更を伴わない場合は、建築基準法に基づき通常建築確認の計画変更が必要となる。この場合、確認申請手数料が必要となる。